

2019.7.1～

指定短期入所生活介護契約書

特別養護老人ホーム 青葉の郷

社会福祉法人 グラディーレ

指定短期入所生活介護事業契約書
特別養護老人ホーム 青葉の郷

____様(以下、「契約者」と特別養護老人ホーム青葉の郷(以下、「事業者」)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

第 1 条(契約目的)

事業者は、契約者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、契約者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条(契約期間)

1 本契約の有効期間は、____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 前項の契約期間満了日の 7 日以上前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合、事業者は契約者に対し、契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容で更新の意思が確認された場合、契約は更新されるものとします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

第 3 条(短期入所生活介護計画の作成)

1 事業者は、計画担当介護支援専門員(以下、「担当者」)に、契約者のための短期入所生活介護計画(以下、「生活介護計画」)を作成する業務を担当します。

2 担当者が契約者のための生活介護計画を作成する際には、契約者およびその家族等、関係者から事情をよく聴き、契約者の有する能力や置かれている環境等に基づいて、契約者が最も人間的で自立した日常生活が送れるように配慮します。

3 担当者は、契約者のための生活介護計画の実施状況を把握し、必要に応じて変更をします。

4 契約者は、担当者に対していつでも、契約者のための生活介護計画の変更を申し出ることができます。この場合、同担当者は契約者の希望をよく聴き、出来る限り計画に反映させることとします。

5 契約者のための生活介護計画を作成・変更する際には、担当者が計画または変更案の段階で、契約者に対し説明し、同意を得た後交付します。

第 4 条(短期入所生活介護サービス内容)

1 事業者は、契約者に対し、前条で作成された生活介護計画に基づき、別紙「重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。

2 事業者は、契約者に対し生活介護計画が作成されるまでの間、契約者が自立した日常生活が送れる

ように配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

- 3 事業者は、契約者または他の利用者等に生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、契約者に身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。

第 5 条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、短期入所生活介護サービス提供に関する具体的なサービス内容等の記録を作成し、契約終了後 2 年間保管します。
ただし、診療録は 5 年間保管するものとします。
- 2 事業者は、契約者およびその家族に対し、サービス終了時に前項内容の記録を確認し、交付します。

第 6 条(利用料支払い)

- 1 契約者は、サービスの対価として別紙「重要事項説明書」記載の利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月利用合計額の請求書に明細を付して翌月 10 日以降に利用者に交付します。
- 3 契約者は、料金の合計額を請求書交付後 27 日までに(口座振替または銀行振込)にて支払います。
- 4 事業者は、契約者から支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。尚、領収書の再発行は行いませんので、大切に保管して下さい。

第 7 条(利用開始前のサービス中止)

- 1 契約者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後 5 時までに利用中止の通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 契約者は、事業者に対して、前項の通知なくサービスを中止した場合は、事業者は利用者に対して別紙「重要事項説明書」に定める計算方法により、1 日分の利用料の全額または一部を請求することができます。この場合事業者は、明細を付して請求書を契約者に交付し、契約者は請求書の交付を受けてから 20 日以内に第 6 条第 3 項に定める方法により支払うものとします。

第 8 条(利用期間中のサービス中止)

- 1 契約者は、事業者に対して、前日までに申し出ることにより、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の料金は、実際のサービス中止日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、契約者の体調が良好でなく、施設生活に支障があると判断した場合、利用期間中にサービス中止をすることができます。この場合の取り扱いについては、前項と同様である。
- 3 第 1 項、第 2 項の他、利用期間中に入院した場合、サービスは中止となり、料金については前項と同様である。

第 9 条(契約終了)

- 1 契約者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。
- 2 事業者は、次の事由に該当した場合、本契約の有効期間中においても本契約を解約することができます。この場合、30 日前までに契約者に通知するものとします。

- ① 正当な理由なく、利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず、遅延した月の20日以内に支払いが行われなかった場合
 - ② 契約者が、事業者、その従事者および他の契約者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ③ やむを得ない事情により、施設が閉鎖または縮小した場合
- 3 以下の事由においては、本契約は自動的に解約されます。
- ① 他の介護保険施設へ入所した場合、入所日の翌日から
 - ② 要介護認定区分が、「非該当(自立)」と判定された場合、被保険者証の有効期間満了日をもって
 - ③ 死亡された場合

第10条(秘密保持)

- 1 事業者およびその従事者は、正当な理由なく業務上知りえた契約者およびその家族等の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、居宅介護支援事業者等に対して、契約者に関する情報の提供をする際は、事前に文書により同意を得ない限り、情報の提供をいたしません。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等においても前項と同様とします。

第11条(損害賠償責任)

事業者は、本契約に基づくサービス実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

ただし、契約者の故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められるときに限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

第12条(連絡義務)

事業者は、契約者について連絡する事項が生じた場合、予め届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、医師の指示に従い、適切な処置を行います。

第13条(地域連携)

- 1 事業者は、短期入所生活介護サービス提供にあたり、担当居宅介護支援事業者等の関連機関と密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、短期入所生活介護サービス実施中の状態に関する報告を、担当居宅介護支援事業者等に対して、第11条に基づいて実施します。

第14条(相談・苦情)

- 1 契約者およびその家族等は、事業者が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口にお問い合わせおよび申し立てをすることができます。この場合、事業者は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無、改善の方法について契約者等に文書で報告します。
- 2 事業者は利用者およびその家族等から前項にあげた疑問問い合わせおよび苦情の申し立てがなされた

ことをもって、利用者に対するいかなる不利益、差別的取り扱いをいたしません。

第 15 条(連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務について、契約者の連帯として履行の責を負います。
- 2 連帯保証人は、利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力する。
- 3 連帯保証人は、同居家族でも差し支えないものとする。

第 16 条(裁判管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合、契約者および事業者は、契約者の住所地を管轄する第一審裁判所とすることを予め合意します。

— 契約書別紙 —

I サービス内容

居 室	個室
短期入所生活 介護計画	契約書第 3 条参照
食 事	朝食:8:00、昼食:12:00、おやつ:15:00、夕食:18:00 提供場所:食堂
入 浴	利用者の入浴予定回数:週 2 回以上 実施曜日:毎日
生 活 援 助	「短期入所生活介護計画」にそった、自立支援援助を行います。
相 談 援 助	利用者およびその家族の方の相談に応じます。
健 康 管 理	必要に応じて診察、処置を行います。
理 美 容	定期的に行います。
行政代行手続	応相談。
レクリエーション	季節行事、月間レク等を実施しています。 参加希望の方は、職員までお申し出ください。

Ⅲ 相談・要望・苦情窓口

相談、苦情等に関する窓口は、下記のとおりです。

担 当 者 : 竹澤 恒一 小林 聖幸
連 絡 先 : 022-229-7890
受 付 時 間 : 午前 8 時 30～午後 5 時 30(月曜日～金曜日)

短期入所生活介護利用契約書

特別養護老人ホーム青葉の郷を利用するにあたり、「短期入所生活介護契約書」、「契約書別紙」および「重要事項説明書」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

事業者氏名 社会福祉法人グラディーレ 特別養護老人ホーム 青葉の郷

所 在 地 〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉 519 番 1162

管理者氏名 施設長 阿久津 努 印

契約者

利用者名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

連帯保証人・署名代行者(契約書第 15 条、請求書郵送または同居家族の方)

保証人名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

続 柄 _____

緊急連絡先(契約書第 12 条)

1	氏名		続柄	
	住所			
	電話	携帯電話でも可		
2	氏名		続柄	
	住所			
	電話	携帯電話でも可		